

「総合計画」について

総合計画は、将来、大口町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものです。町の福祉や都市計画、環境といったすべての計画の基本となるもので、いわば町の「まちづくりを進めていくための羅針盤」だといえます。大口町では、昭和41年に「大口町総合計画」を策定し、以後、5年又は10年ごとに改定を行ってきました。

以前は地方自治法の規定の中に、議会の議決を経て、基本構想を定めることが義務付けられていましたが、平成23年に地方自治法の改正があり、その項目は削除されました。

※その後

「大口町まちづくり基本条例」 平成26年10月改正

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (8) 「総合計画」とは、大口町の最上位計画であり、大口町の目指すべき将来像を示した構想とそれを具体化するための計画からなるものをいいます。